

質問事項及び回答

<ぴあぱーく 妙典こども施設内カフェの運営に関する事業者募集>

市川市 こども家庭支援課

No.	質問内容	回答
1	<p>事業期間が5年間となっていますが、魅力的なサービスなど手を尽くし展開しても採算が取れないなど事業の継続が難しいと判断される場合、契約の途中解除の申し出は可能でしょうか。</p> <p>また、その場合は違約金などペナルティの想定はありますか。</p>	<p>原則としては途中解約を想定してはおりませんが、やむを得ない事情等がある場合は、契約の解除をしようとする日の6か月前までに市に解除の申請を行っていただくことを想定しております。</p> <p>また、この解除に当たって、事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、当該損害を賠償いただくことがございます。</p>
2	<p>現状では貸付面積が厨房部分のみと思われませんが、お客様の飲食スペースの設置について、想定される設置場所や面積はどのような計画になっていますか。</p>	<p>カフェ占有飲食スペースは設けておりませんが、カフェスペース（貸付部分）周辺やこども施設内にテーブルや椅子を多数配置しており、館内全体で飲食することを可としております。</p> <p>また、館外に向けた売り場窓口も設置しておりますので、公園利用者に向けた販売も行うことが可能です。</p>
3	<p>カフェ占有飲食スペースの設置が可能な場合、テーブルや椅子などの基本的な什器類についての導入費用は、貴市と事業者どちらの負担となるのでしょうか。</p>	<p>上記のとおり、カフェ占有飲食スペースはございません。</p>
4	<p>床や排水管洗浄等、施設全体に係る定期清掃やメンテナンスなどの計画がある場合、カフェスペースは除外されますか。</p>	<p>営業活動において日常的に生じる汚損箇所については、事業者において清掃の実施をお願いします。</p>
5	<p>カフェ従業員用のロッカールーム(着替えを含む)や休憩スペース、現金や売上管理などのセキュリティ面の確保を含む事務作業スペースの確保は可能でしょうか。</p>	<p>カフェ従業員専用のロッカールームや休憩スペースの用意はございませんが、こども施設内に他の委託事業者等と共同で利用可能な休憩スペースを設置する予定です。</p> <p>また、現在のレイアウトを見直して、カフェスペース奥に事務作業スペースを設けることも可能です。</p>